

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	浄化槽清掃（延岡高速道路維持出張所外1箇所）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 麻生 宏 斉 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
契約締結日	令和 4年 4月27日
契約の相手方の 氏名及び住所	県北浄化槽有限会社 宮崎県延岡市北方町角田丑487番地1
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥3,118,500-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥3,119,160-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 浄化槽清掃（延岡高速道路維持出張所外1箇所）
2. 履行場所 宮崎県延岡市北川町長井5565番地89 延岡高速道路維持出張所
宮崎県延岡市北川町長井5751番地1 道の駅北川はゆま
3. 契約の相手方 名称：県北浄化槽有限会社 代表者 柳田 里美
住所：延岡市北方町角田丑487-1
電話：0982-47-3375
4. 随意契約法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）目的及び内容

当該案件は、延岡河川国道事務所延岡高速道路維持出張所及び道の駅北川はゆまに設置された浄化槽について、浄化槽法第9条及び第10条に基づき清掃を行うものである。

（2）随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたり、浄化槽清掃は浄化槽法第35条第1項に基づき、当該区域を管轄する市町村長の浄化槽清掃業の許可を受けた業者が行う必要がある。

県北浄化槽有限会社は、延岡市域のうち延岡高速道路維持出張所及び道の駅北川はゆまが位置する北川町域において、延岡市から許可を受けた唯一の業者である。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、県北浄化槽有限会社と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

延岡河川国道事務所 延岡高速道路維持出張所長